

## 足利市大学生等インターンシップ実施要領

### （目的）

第1条 将来の職業として公務員を目指している学生に、足利市における就業体験（インターンシップ）の場を提供することにより、職業意識の向上を図るとともに足利市政に対する理解を深めることを目的とする。

### （対象者）

第2条 対象者は、大学、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生で、次の全ての条件に該当する者とする。

- ア 就職にあたり、公務員を目指している者
- イ 足利市政に関心のある者

### （受入期間及び実習時間）

第3条 受入期間は、市長が別に定める期間において、概ね5日間以内とする。実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （受入部署）

第4条 受入は、原則として全ての部署を対象とし、学生は別紙「行政組織図」や足利市のホームページなどの情報を参考に、実習を希望する部署を選択する。

### （募集方法）

第5条 募集に関する情報を足利市のホームページに掲載し募集を行う。

### （募集期間）

第6条 募集期間は、市長が別に定める期間とする。

### （応募方法）

第7条 学生はエントリーシート（様式1）を記入し、在籍する大学等の担当者を通して、足利市総務部人事課へ電子メールにより応募する。

【足利市総務部人事課 E-mail アドレス [jinji@city.ashikaga.lg.jp](mailto:jinja@city.ashikaga.lg.jp)】

### （選考）

第8条 受入の可否はエントリーシートの内容等を考慮して、選考の上決定する。なお、応募者の人数や受入部署の状況により、希望に添えない場合もある。選考の結果は、大学等の担当者に選考結果通知書（様式2）を送付することにより通知する。

### （受入手続き）

第9条 受入が決定した学生（以下、実習生という。）は、誓約書（様式3）及び傷害保険・賠償責任保険加入証明書（任意のもの）を足利市へ提出する。また、足利市長

と大学等の代表者は、実習の実施に関し協定書を締結する。

(身分等)

第 10 条 実習生は、実習期間中、足利市の職員としての身分を有さず、賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

(服務)

第 11 条 実習生は、足利市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 12 条 実習生は、実習中に知り得た個人情報、業務情報を漏らしてはならない。なお、実習終了後も同様とする。

(賠償責任等)

第 13 条 実習生が自己の責任によって実習期間中に起こした対人・対物の損害については、実習生及び大学等の責任において加入する保険によって弁済する。また、実習生が実習中に被った事故・災害（実習生の居住地から実習先への移動を含む。）については、実習生の責任において解決するとともに、実習生の加入する保険によって補償する。なお、大学等において、傷害・災害保険等必要な保険加入を義務付けることとする。

(実習結果の報告)

第 14 条 実習生は、実習終了後 1 ヶ月以内に、実習報告書（様式 4）を大学等の担当者に提出する。大学等の担当者は、提出された実習報告書を足利市総務部人事課に提出（郵送又は持参）する。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、足利市と大学等が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元（2019）年 5 月 15 日から適用する。